

育児休業の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、任期の更新等に伴う再度の育児休業の対象となる職員の範囲について、見直しを行う。

2 改正内容

現 行	改 正 案
<u>非常勤職員</u>	<u>任期を定めて採用された職員</u>

※ 一般職に限る。

3 実施時期

令和4年10月1日

ただし、申請その他の手続は、別途通知する日から可能とする。

4 そ の 他

法改正等に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを検討する。